

監査指摘事項の措置状況通知書

地域振興部

平成27年度（No.2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|---------------------|---|--------------------------------|-----------------|
| 地域振興課（旧都市建築部北彩都事業課） | (1) 収入に関する事務 ア 駅前広場占有使用料の面積の算定について、算定過程での端数処理方法は統一されていたものの明文化されていないことから、要領等で明確にするよう検討されたい。 | 面積算定における端数処理の方法について様式を新たに作成した。 | 平成27年 11月16日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

保健所

平成27年度（No.2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|-------|--|---|---------------|
| 保健総務課 | (1) 収入に関する事務 ア 医療薬事関係手数料等の現金取扱事務において、釣銭の受払状況や毎日の保管現金の確認を所管課で行っておらず、所管課以外の課の現金取扱員が現金の保管や会計課への引継ぎを行っているため、責任の所在が明確でなくなることから、所管する現金出納員の管理監督下になるよう管理手法について検討されたい。 | 現金取扱事務において、釣銭の受払状況や毎日の保管現金の確認を所管課で行うこととし、現金取扱員については、所管課以外の課の現金取扱員に兼務発令することにより、現金の保管や会計課への引継ぎを行う管理手法とし、責任の所在を明確にした上で所管する現金出納員の管理監督下になるようにした。 | 平成28年 4月1日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

経済観光部

平成27年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|-------|--|---|---------------|
| 旭山動物園 | <p>(3) 財産管理に関する事務</p> <p>ア 収納事務委託における入園券等の受払いについて、受払相手方が不明確であることや、動物園と委託業者間の受払日が不一致なものがあることから、次の事項に留意し適正な財産管理となるよう検討されたい。</p> <p>(ア) 受払簿に払出先等を記載し決裁を受けるなど、受払の状況を明らかにすること。</p> <p>(イ) 委託業者に入園券等出納簿の作成を義務付け、毎月提出を受けるなど、委託業者が保管している枚数を定期的に確認すること。</p> <p>(ウ) 園が保管する枚数を適宜確認し、委託業者の保管枚数と併せ適正な在庫管理を行うこと。</p> | <p>指摘を踏まえ、平成28年度より次のとおり改善措置を行っている。</p> <p>(ア)…受払簿の様式を改め、受払の都度、決裁を行っている。</p> <p>(イ)…入園券等管理状況報告書の様式を改め、委託先の取扱状況を毎月把握し履行確認を適切に行っている。</p> <p>(ウ)…入園券等受払状況確認書の様式を改め、券別の園保管枚数を毎月把握し在庫管理を適切に行っている。</p> | 平成28年 4月1日 |
| | <p>イ 1泊2日券の収納事務委託について、券の作成枚数を協議により決定した後、委託先が券の作成や販売を行い、売上枚数に応じて市に入園料を納付させているところであるが、委託先からは書面で売上報告を受けているだけで売上げの実態が確認できないことや、券の作成状況や保管枚数が明らかになっていないことから、適正な財産管理となるよう、履行</p> | <p>指摘を踏まえ、平成28年度より委託内容を改め、券の印刷（当初10,000枚）、管理を旭川市が行うこととし、委託料も定額とした。また入園券等管理状況報告書の様式を改め、委託先の取扱状況を毎月把握し履行確認を適切に行っている。</p> | 平成28年 4月1日 |

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|----|--------------------------|------|-------------|
| | 確認の方法を含め委託内容の見直しを検討されたい。 | | |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

建築部

平成27年度（No.2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|------------------|--|--|----------------|
| 市営住宅課（旧都市建築部住宅課） | (1) 収入に関する事務 イ 自動車保管場所使用承諾証明手数料に係る現金の受払を記録する現金出納簿について、収入の状況は記載されているものの、金融機関への払込みと現金残高の状況が明らかになっていないことから、常に現金の受払の状況を明らかにするよう、当該出納簿の記載内容について見直しを検討されたい。 | 金融機関への払込金額、払込日及び現金残高がわかるよう出納簿の記載内容を見直した。 | 平成27年 11月1日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

平成27年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|-------|---|------------------------|-----------------|
| 土木管理課 | (1) 収入に関する事務 ア 行政財産使用料において、調定額を誤って起票したことにより、2件360円の過少徴収となっていた。 | 過少徴収となっていた金額の追加徴収を行った。 | 平成27年 11月27日 |
| | イ 行政財産使用料について、許可期間が複数年度にわたるもので、固定資産税の仮評価額を使用している場合には、毎年度、直近の仮評価額を用いて使用料を算定し直すこととされているが、行っていないかった。 なお、算定し直した結果、5件中2件について、合計66,360円過大算定となっていた。 | 過大徴収した金額を相手方に還付した。 | 平成28年 1月21日 |
| | ウ 道路占用使用料において、設置する管の外径による占用料単価を誤ったため、1件668円の過少徴収となっていた。 | 過少徴収となっていた金額の追加徴収を行った。 | 平成27年 11月24日 |
| | エ 地籍調査証明手数料の減免申請に対する承認に当たって、事務専決規程に基づく課長決裁がなされていなかった。 | 事務専決規程に基づく決裁を行うよう改善した。 | 平成27年 11月30日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

学校教育部

平成27年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|-------|---|--------------------|-----------------|
| 教育政策課 | <p>(1) 収入に関する事務</p> <p>ア 行政財産使用料について、許可期間が複数年度にわたるもので、固定資産税の仮評価額を使用している場合には、毎年度、直近の仮評価額を用いて使用料を算定し直すこととされているが、行っていないかった。</p> <p>なお、算定し直した結果、360円過大算定となっていた。</p> | 過大徴収した金額を相手方に還付した。 | 平成28年 1月28日 |
| 学務課 | <p>(2) 支出に関する事務</p> <p>ア 嘱託職員の報酬の支給において、報酬月額を誤ったことにより、8件2,400円未払いとなっているものがあつた。</p> | 未払い分の報酬を支給した。 | 平成27年 11月19日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|--|---|
| <p>学校の備品購入において、20万円未満の物品の購入については学校長に補助執行させており、教材備品などの購入に際しては事務の効率化を図るため、通常1者から見積書を徴することで足りるとしているが、一括して発注できるにもかかわらず、同一品を同一業者に複数回発注し、合計すると20万円を超えているものが見受けられたことから、一括して取扱い、2者以上から見積書を徴して契約相手を決定するなど、経済性、公正性に配慮した事務執行となるよう検討されたい。(学務課)</p> | <p>同一品を複数購入し、合計金額が20万円を超える場合は、一括として取扱い、学務課及び契約課を通した購入とするよう各学校に通知した。</p> |

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|---|---|
| <p>学校の予算管理において、支出負担行為整理簿の取扱いを誤ったことにより、配当予算残額を正確に把握できない期間が生じているものなど、予算管理に不備のある学校が複数見受けられたことから、適正な予算管理のため、支出負担行為整理簿の取扱いについて各学校に周知徹底を図られたい。(学務課)</p> <p>学校の保健室用医薬品の購入に当たり、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に定められた、医薬品販売業の許可を受けていない者に発注しているものが見受けられたことから、販売許可の有無を確認し、発注するよう各学校に周知徹底を図られたい。(学務課)</p> | <p>常に配当予算残額を正確に把握するため、支出負担行為整理簿等の記載に当たっては、施行伺書又は物品購入要求書の起票日付けで配当予算残額から予定価格を差し引き、発注日に確定額を計上し直すよう各学校に通知した。</p> <p>医薬品の購入に当たっては、薬局又は薬店等医薬品販売の許可を受けている者に発注するとともに、「保健室備え付薬品取扱い要領」により医薬品を適切に取り扱うよう各学校に通知した。</p> |

監査指摘事項の措置状況通知書

社会教育部

平成27年度 (No.2) 監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|--------|---|---|---|
| 文化振興課 | (1) 収入に関する事務 ア 行政財産の目的外使用許可に伴う電気料の子メーターによらない加算料金算定において, 平成28年2月分の日数を29日とすべきところ28日としたことにより, 年間日数を誤り, 5件1,149円の過少徴収となっていた。 | 積算誤りによる追納分について, 相手方へ納入通知を行い, 収納された。 同様の誤りを防ぐため, 積算及び決裁時のチェック体制を強化することとした。なお, 当該指摘を受けて, 総務部長から行政財産の目的外使用許可に関する事務取扱いについての通知が行われ, この通知にいう年における積算方法について記載されており, 全庁への周知も行われている。 | 納入通知: 平成27年12月3日(1件), 同月17日(4件) 収入日: 同月14日(1件), 同月29日(3件), 平成28年1月12日(1件) |
| 公民館事業課 | イ 公民館使用料において, 使用申請書に基づく使用料の合計額9,280円に対し, 現金との突合を怠り, 何らかの理由で混入していた不明金500円を含む現金9,780円を指定金融機関に払込みしたことにより, 収入が500円過大となっていた。 | 過大となっていた500円は, 12月3日に収入の変更を行い, 同日に誤調定に伴う不明金として収入更正を行った。 収入した使用料等の金額について, 必ず2名以上で確認を行うようチェック体制の強化を図るため, マニュアルを改訂し, 全館に周知を図った。 | 平成27年12月3日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

平成27年度 (No.2) 監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|--------------------------|--|--|------------------|
| 公園みどり課 (公益財団法人旭川市公園緑地協会) | <p>(1) 団体に関する事項</p> <p>ア 事業報告書の施設管理に係る経費の収支状況について、次の計上誤りにより、支出の部の合計額が誤って報告されていた。</p> <p>(ア) 都市公園のうち総合公園, 運動公園 (石狩川水系緑地を除く。), 都市緑地 (カムイの杜公園に限る。) の電話料で10円の過少計上</p> <p>(イ) 都市公園のうち運動公園 (石狩川水系緑地 (同緑地パークゴルフ場を除く。) に限る。) の備品購入費で605,880円の計上漏れ</p> <p>(ウ) 都市公園のうち特殊公園 (嵐山公園に限る。), 都市緑地 (オサラッペ川広場に限る。) のその他の経費で100円の過大計上</p> | <p>指定管理業務決算報告の転記ミスによる計上違いだったので平成26年度決算報告の訂正を行った。</p> | <p>平成28年4月1日</p> |
| | <p>(2) 所管部局 (土木部) に関する事項</p> <p>ア 指定管理者が管理経費により購入した備品は市の所有に属するとし、備品台帳を更新することとしているが、指定管理者が施設の工事等により整備した附帯設備等についても帰属を明らかにするとともに、施設等一覧を適時に更新するなど、適切に維持管理できるよう検討されたい。</p> | <p>指定管理者と協議し、今後、指定管理者による整備等が行われた際には、附帯設備等についても旭川市に帰属するものとした。</p> | <p>平成28年4月1日</p> |

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|----|---|--|--|
| | <p>イ 毎月の管理業務の実施状況及び使用状況並びに使用料の収入実績に係る業務報告書において、清掃業務等の実施回数や使用料に係る減免額など、基本協定書等により市が求める水準の履行確認ができないものがあることから、業務報告書の内容の見直しを指導されたい。</p> <p>ウ 事業報告書の施設管理に係る経費の収支状況について、収支全体を正確に把握できるようにするため、非現金支出である減価償却費等を対象経費とする必要性や収支不足が生じた場合の財源の充当内容を記載するほか、事業計画どおり適切に執行されているかを把握するため、予算に対する決算の状況が確認できるよう収支決算書の記載内容の見直しを検討されたい。</p> <p>エ 利用状況が低調な施設が見受けられたことから、施設の利用促進に向けて、毎月の業務報告書や毎年度の事業報告書により利用状況や管理運営の課題などの把握に努め、必要に応じて市民への周知や施設管理の向上を図る取組について、指定管理者と協議し業務計画に反映させるなど指導されたい。</p> | <p>毎月の業務報告書に業務実施回数や使用料の報告を記載するように様式及び項目を追加した。</p> <p>予算に対する決算状況の確認が行えるように、平成28年度年次協定時の予算書より項目の見直しを行った。</p> <p>利用が低調な施設についてホームページにて利用促進を図った（花咲スポーツ公園相撲場）。</p> | <p>平成28年 4月1日</p> <p>平成28年 4月1日</p> <p>平成28年 8月15日</p> |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

平成27年度（No.2）監査結果報告書 出資団体監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善, 検討等の年月日 |
|-------------------------|--|---|-------------|
| 公園みどり課（公益財団法人旭川市公園緑地協会） | (1) 団体に関する事項 ア 公園トイレ清掃業務委託の契約で、積算に使用する作業員単価を誤ったことにより積算額が過大となり、適正な積算額を21,600円上回る契約額で契約締結していた。 | このようなミスをなくすように組織内において周知し、チェック体制の強化を行った。 | 平成28年4月1日 |
| | イ 財務諸表等の表示について、貸借対照表内訳表で必要な整理を行わず普通預金をマイナスのまま表示していたこと、財務諸表に対する注記でリース取引の処理方法が実態と異なっていたことから、財務内容がより明瞭となるよう、これらの表示について見直しを検討されたい。 | 平成27年度決算から表示の見直しを行った。 | 平成28年6月16日 |

【意見, 要望事項に対する考え方等】

| 意見, 要望事項 | 考え方等 |
|----------|------|
| なし。 | |

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

平成27年度（No. 2）監査結果報告書 定期監査 関係分

【指摘事項に対する措置状況】

| 課名 | 指摘事項 | 措置状況 | 改善，検討等の年月日 |
|----|------------------|------|------------|
| | 措置を講じたもの等はありません。 | | |

【意見，要望等に対する考え方等】

| 意見，要望事項 | 考え方等 |
|---|--|
| 道路占用使用料の減免において，結果的に調定額に影響はなかったものの，占用料が未計算のものや減免対象となる占用物件の範囲が不明瞭なものが散見されたことから，減免の適用を行う場合においても，減免する金額及び対象物件を明らかにするよう適切な事務に努められたい。 | 今まで未計算であった減免物件について，占用料の算出方法や対象範囲について確認を行いながら算出を行い，申請書に明記するよう改めた。 |